

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和 6 年 7 月 10 日

燕 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域の重複と有無			
		○		燕市全域	無	令和 2 年度～令和 6 年度	燕市環境保全型農業をすすめる会	農業生産活動の取組面積の増加